

# 単 価 表

下北森林管理署油類単価供給契約（むつ・東通地区）

品目	品質規格	予定数量 (ℓ)	単価 (円)	予定金額 (円)	備考
レギュラーガソリン	JIS K2202 2号	13,000.000			店頭受渡し
灯油	JIS K2203 1号	6,000.000			配達
合計 (入札書記載金額)	—	19,000.000	—		
消費税	—	—	—		10%
契約金額 (合計+消費税)	—	—	—		

給油時の車両点検等項目（簡易な点検）

- 1 タイヤ（摩耗・傷・亀裂・空気圧 等）
- 2 バッテリー（液量 等）
- 3 エンジンオイル（油量・汚れ 等）
- 4 ブレーキオイル（油量・汚れ 等）
- 5 ラジエーター（液量 等）
- 6 ウォッシャー液（液量 等）
- 7 ワイパーブレード（亀裂・損傷 等）

## 仕 様 書

### 1. 予定数量の異動

発注者の都合により契約物件の予定数量に異動が生じても、受注者は異議を申し立てないものとする。

### 2. 給油方法

ガソリンは、事業者所有の給油施設（ただし、セルフ給油方式の給油施設は不可とする。）において車両または携行缶等へ供給する店頭受渡しによるものとする。

灯油については、官署等に設置しているホームタンク・携行缶等への配達によるものとする。

### 3. 納品確認

受注者は発注者に契約物件を納入するときは、品目及び数量のほか、車両に給油する場合は登録番号を記載した納品書（以下「納品伝票」という。）を発注者に交付するものとする。

また、発注者は、交付された納品伝票と品目及び数量を確認のうえ署名又は記名押印し、受注者にその受領書を交付するものとする。

前項の受領をもって、所有権は発注者に移転するものとする。

ただし、納品伝票の記載事項中、数量を訂正したもの及び発注者の署名又は記名押印のないものは無効とする。

### 4. 検査及び代金の請求

受注者は、月毎の給油数量をとりまとめ、納品伝票を添えて発注者に提出し、検査を受けなければならない。

代金の請求は、検査に合格した数量に契約単価を乗じて得た金額を書面をもって発注者に請求するものとする。

ただし、この請求は契約期間中、月1回を超えることはできない。

### 5. 予定数量増に伴う変更契約

契約期間満了の日以前に、発注者の検査に合格し所有権の移転した数量が、頭書の予定数量の10%を超える場合は、協議のうえ変更契約するものとする。

### 6. 契約単価の変動による変更契約

その月の最終週の一般小売価格・給油所石油製品・週次調査（以下「週次調査」という。）の価格が契約時または直近の変更契約時の週次調査の価格に対して3.0円以上変動した場合は、協議のうえ、契約単価を変更することができるものとする。

### 7. 給油時に行う車両の簡易な点検及び整備

受注者は発注者より、別紙1「単価表」に記載されている簡易な点検及び整備を依頼された際には、点検を行うものとする。

また、点検の結果は発注者へ報告し、異常が見られる場合には別途整備料金が発生しない範囲内で整備等を行うものとする。